

(証券コード5008)
平成26年3月7日

株 主 各 位

神奈川県川崎市川崎区水江町3番1号

東亜石油株式会社

代表取締役社長 山 本 裕

第141回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第141回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され、平成26年3月20日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年3月24日（月曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県川崎市川崎区日進町1番地
川崎日航ホテル 11階「橋」
(末尾記載の略図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第141期（自平成25年1月1日至平成25年12月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第141期（自平成25年1月1日至平成25年12月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の配当の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 役員賞与の支給の件

以 上

-
1. 添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.toaoil.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成25年1月1日)
(至 平成25年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、政府の経済対策や日銀の金融緩和により景気が下支えされ、緩やかな景気回復が認められるようになりました。

一方、石油業界の事業環境は、省エネや燃料転換により構造的に需要が低迷している中、円安により原油輸入価格が高騰したことなどから、極めて厳しいものとなりました。石油製品の国内販売数量は、景気改善による軽油・ジェット燃料油の需要増があったものの、前連結会計年度において増加していた発電用C重油の需要が安価な石炭にシフトしたことなどにより、燃料油合計では前年実績を下回ることになりました。

原油価格については、ドバイ原油で年初1バレル107ドル台から始まり、2月半ばまでは上昇基調となっておりましたが、新興国の成長鈍化を背景に価格が下落したことなどから、4月には100ドルを下回る水準となりました。しかし、その後はリビアならびにシリア情勢緊迫化を背景に概ね100ドル～110ドルの範囲で推移しました。

外国為替相場は、年初1ドル86円台で始まりましたが、大規模な金融緩和により円が徐々に下落し、年末には105円台となりました。年初からの下落率としては実に34年ぶりの大きさでした。

このような状況にあつて、石油事業・電気事業を主に活動している当社グループは、石油事業においては、昭和シェル石油株式会社との「原油精製委託契約」のもとで受託精製を行い、また、電気事業においては、東京電力株式会社との「電力受給契約」のもとで電力卸供給事業を行ってまいりました。当連結会計年度は、装置の停止を伴う大規模な整備工事がなく、当社京浜製油所ならびに株式会社ジェネックス水江発電所は概ね安定的に稼働を継続することができました。

設備面においては、当社の経営理念である「エネルギーの安定供給により社会に貢献すること」に基づき、大規模災害時における事業継続を目的とした施設整備を進めてまいりました。具体的には、製油所で堅守すべき石油製品入出荷機能を確保するために「非常用電源」および「非常用通信設備」を拡充したほか、「出荷設備の耐震化」ならびに「護岸の液状化対策」を実施いたしました。

今後も計画的に危機時の供給確保につながるハード・ソフト両面の対応を進めていく計画です。先の東日本大震災において、石油は持ち運びや貯蔵が容易な「分散型エネルギー」として緊急時対応力を発揮し、国民生活の安全を守る「エネルギーのラストリゾート（最後の砦）」としての役割を果たすことができました。今後も石油製品の供給者としての社会的責任を認識し、その責務を果たしてまいります。

当連結会計年度における石油事業につきましては、原油・原料油処理量は前連結会計年度が定期整備工事のため装置の稼働を停止していたことなどから5,141千kℓ（前期比27.0%増）となりましたが、円安により原油輸入価格が上昇する状況にあって製品マージンが低迷し、前連結会計年度に比較して減益となりました。

売上高は、28,645百万円（前期比9.5%減）、営業損失380百万円（前期は388百万円の営業利益）となりました。なお、当連結会計年度において、設備の耐震性強化を目的とした国からの補助金を特別利益として計上しております。

電気事業につきましては、石油事業と同様に前連結会計年度において定期整備工事のため装置の稼働を停止していたため、電力供給量は前連結会計年度を上回りました。

売上高は、14,499百万円（前期比8.8%増）、営業利益1,115百万円（前期比24.2%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高30,464百万円（前期比8.3%減）、営業利益735百万円（前期比42.8%減）、経常利益558百万円（前期比35.6%減）、当期純利益587百万円（前期比208.2%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
該当事項はありません。
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社グループにおける当連結会計年度中の増資、新規の長期借入等はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の我が国の経済は、平成26年4月に実施される消費税率引き上げによる一時的な内需減少が懸念されているものの、景気回復は今後も継続することが見込まれております。

一方、石油業界においては、石油元売り各社の製油所閉鎖などにより、我が国製油所の原油処理能力は、平成20年4月時点の「28製油所・日量489万バレル」に比して、平成26年4月には「23製油所・日量393万バレル」となることが想定され、約2割削減されます。しかしながら、石油製品需要の減少を発端とする製品価格の低迷が依然継続しており、国内製油所は更なる総合的かつ抜本的な生産性向上を進めることが求められております。

以上のような状況の下、当社グループは『小さくてもユニークで収益力のある製油所の実現』をテーマとして掲げ、以下の四項目を課題として取り組みを継続してまいります。

① 安全・安定操業の継続とHSSE（健康・安全・危機管理・環境）の確保

当社はHSSEの確保を経営の基盤として企業活動に取り組んでおります。平成25年は労働災害事故ゼロを達成することができましたが、これに気を緩めることなく「安全文化レベル向上活動」を通じて、職場および各人の安全意識を高めてまいります。

② 競争力強化

取り巻く事業環境が年々厳しくなる中、製油所として勝ち残るためには付加価値向上とコスト競争力の強化を推進していく必要があります。そのためには当社グループの特長である重質油熱分解装置（FLG装置）および発電設備（株式会社ジェネックス水江発電所）を最大限有効活用することが重要となります。また、競争力のある原油・原料油を選択することや、設備の再構築・改善を迅速に実施することで精製マージンを最大化させるほか、株式会社ジェネックス水江発電所との連携による省エネルギーの推進、ロス排除とコスト削減も併せて徹底してまいります。

また、近隣製油所との原油油・半製品の相互融通拡大などコンビナート連携強化を図り、生産性の向上を促進してまいります。

③ 人の育成と組織の活性化

当社は「求める人材像」として“自分の責任、役割を考え『自立』し、チームワークを尊重し『協働』でより高い目標に向かって失敗を恐れず果敢に『挑戦』すること”を掲げ、人材育成と教育の拡充を図ってまいります。

④ 内部統制の強化

上記三項目はコンプライアンスが守られてはじめて実現します。当社グループが持続的に発展を遂げていくために、企業の社会的責任を果たし、地域社会との共生を図りながら、法令順守だけではなく倫理的に高いレベルの行動を実践してまいります。

なにとぞ、株主の皆様におかれましては、企業価値を高めるための当社グループの姿勢に対して一層のご支援とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成22年度 第138期	平成23年度 第139期	平成24年度 第140期	平成25年度 第141期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	35,743	31,756	33,228	30,464
経常利益 (百万円)	2,709	1,540	867	558
当期純利益 (百万円)	1,392	672	190	587
1株当たり当期純利益 (円)	11.19	5.41	1.53	4.72
総資産 (百万円)	126,552	116,759	114,759	109,218
純資産 (百万円)	24,031	24,351	24,154	24,528

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中平均の発行済株式の総数(自己株式数を控除)で除して算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は昭和シェル石油株式会社であり、同社は当社の株式を62,344千株(出資比率50.1%)保有いたしております。

石油事業について、当社は昭和シェル石油株式会社と「原油精製委託契約」を締結しており、同契約のもとに昭和シェル石油グループの東日本への石油製品の供給を担う基幹製油所として機能しております。

電気事業について、当社が株式会社ジェネックスに販売している発電用燃料を昭和シェル石油株式会社から仕入れております。

短期運転資金については、平成17年11月以降、同社のグループファイナンスにより資金調達を行っております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
東亜テックス株式会社	40百万円	100%	当社の構内作業等の受託
株式会社ジェネックス	2,800	60	電力卸供給ならびに電気および蒸気の供給

③ その他

技術援助等の提携を行っている主な相手先は、米国：ExxonMobil Research and Engineering Company、日本：日揮ユニバーサル株式会社ならびに昭和シェル石油株式会社であります。

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品（事業内容）
石油事業	昭和シェル石油株式会社との「原油精製委託契約」のもとで原油の受託精製を行っております。
電気事業	東京電力株式会社との「電力受給契約」のもとで電力卸供給事業（IPP）を行っております。

（注） 当社グループの事業内容から判断し、主要製品ではなく事業内容を記載しております。

(8) 主要な営業所および工場

名称	所在地
当社本社	神奈川県川崎市川崎区水江町3番1号
当社京浜製油所	神奈川県川崎市川崎区水江町3番1号
㈱ジェネックス 水江発電所	神奈川県川崎市川崎区水江町3番1号

(9) 従業員の状況（平成25年12月31日現在）

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
石油事業	498名	6名減
電気事業	31	1名増
合計	529	5名減

- （注） 1. 従業員数は、就業人員数であり社外への出向者は含まず、受入出向者を含んでおります。
2. 従業員数は、臨時雇員（パートタイマー）年間平均雇用人数（8時間換算）7名を含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成25年12月31日現在）

借入先	借入額
昭和シェル石油(株)	20,150 百万円
㈱日本政策投資銀行	1,254
㈱みずほ銀行	627
㈱三菱東京UFJ銀行	423
三井住友信託銀行(株)	377

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 124,410,080株（自己株式24,920株を除く。）
- (3) 株主数 8,421名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
昭 和 シ ャ ル 石 油 (株)	62,344千株	50.1%
松 井 証 券 (株)	3,108	2.5
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 (株)	2,184	1.8
日 本 証 券 金 融 (株)	1,856	1.5
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 (株)	1,593	1.3
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	1,587	1.3
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口4)	1,429	1.1
㈱ 損 害 保 険 ジ ャ パ ン	1,292	1.0
東 亜 石 油 従 業 員 持 株 会	1,252	1.0
㈱ S B I 証 券	1,102	0.9

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式（24,920株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
山本 裕	取締役社長（代表取締役）	
淡島 敬一	取締役（京浜製油所長）	株式会社ジェネックス 代表取締役社長
白木 郁	取締役（人事総務・経理財務・経営企画・環境安全担当兼人事総務部総括部長兼経理財務部総括部長兼経営企画室総括室長兼環境安全室総括室長）	
大久保 和弘	取締役	昭和シェル石油株式会社グループファンクションズ本社理事人事統括部長兼石油事業人事部長兼ソーラー事業人事部長
山崎 恒	常勤監査役	
中村 新	監査役	弁護士
牧田 千明	監査役	昭和シェル石油株式会社グループファンクションズ本社債権管理チームリーダー

- (注) 1. 行動原則は社長が担当しております。また、監査倫理室は、社長の直轄となっております。
2. 監査役 中村 新氏および牧田千明氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 中村 新氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報酬等の額
取締役 (内、社外取締役)	4名 (一)	55,968千円 (一)
監査役 (内、社外監査役)	3 (2)	26,544 (5,664)
合 計	7	82,512

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額20,400千円は含まれておりません。
2. 当社の社外役員が当社の親会社または当社親会社の子会社から受けた役員としての報酬はありませんので記載を省略しております。
3. 株主総会決議による役員報酬限度額は、以下の通りです。
 取締役分：月額16百万円以内（ただし、使用人分給与は含まれておりません。）
 監査役分：月額4百万円以内

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外監査役 牧田千明氏の兼職先であります昭和シェル石油株式会社は、当社発行済株式の総数の50.1%を保有する親会社であるとともに、主要な取引先であります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外監査役	中 村 新	当事業年度開催の取締役会には、12回中12回、監査役会には14回中14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社経営上有用な指摘、適切な意見の表明がありました。
社外監査役	牧 田 千 明	当事業年度開催の取締役会には、12回中12回、監査役会には14回中14回に出席し、主に当業界における豊富な経験から、当社経営上有用な指摘、適切な意見の表明がありました。

③ 社外役員が締結している責任限定契約の内容の概要

当社は監査役 中村 新氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1,000万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あらた監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

26,000千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

29,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合、解任とする方針であります。また、不再任につきましては、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、取締役会および監査役会において検討いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その内容は以下の通りであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 行動原則を定め、取締役・従業員の法令順守と社会に対する責任の認識を明確にする。
- ② 行動原則に則り、独占禁止法、内部者取引、保管理、環境規制、公務員贈賄防止その他、主要な規制法令に関する順守規程を定め、その順守に向けた取り組みを徹底する。
- ③ 行動原則担当役員をおき、組織、委員会等を設置して、部門横断的な法令順守体制の確立と統括を図る。
- ④ 取締役会規程、経営会議規程、決裁権限規程等を定め、法令及び定款に則った経営を行う。
- ⑤ 財務報告の適正性及び法令順守状況等について、各取締役から、定期的の確認書の提出を求め、代表取締役社長は財務報告に係る内部統制の評価、報告を行う。
- ⑥ 監査役及び監査役会は、内部統制の整備状況を監査し、取締役と定期的に情報及び意見の交換を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会、経営会議その他重要な会議の議事録、決裁書類並びに契約書類については、それぞれ法令または社内規程に定める期間保存する。
- ② 取締役が決裁する場合は、必ず所定の書面に記録するものとし、すべての決裁の記録は監査の対象とする。
- ③ 情報の管理に関する規程を定めるとともに、情報開示についての規程を制定し、情報開示委員会の判断に基づき適時適切に情報開示する。尚、開示窓口は経営企画室に一元化し、これらの規程については周知徹底する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① HSSE基本方針（健康・安全・危機管理・環境についての基本方針）を定め、社長を委員長とするHSSE委員会のもとにHSSEに関する専門の委員会、部会を置いて全社的な活動をし、管理体制を定期的に監査し、改善につなげる。

- ② 当社グループを取り巻く様々な潜在的リスクについては、それらのリスクを分析しその特性に応じた対応策を講じるとともに、定期的にその有効性について評価し、必要に応じて見直しを行う。
- ③ 危機管理計画を定め、災害や事故等の不測の事態発生を想定して定期的に訓練を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 迅速な意思決定が行えるよう、重畳的な階層を極力排除した組織とするとともに、業務執行の重要事項については取締役会が決定する。
- ② 取締役会・経営会議並びに各取締役の決裁権限を明確に定め、機動的な意思決定が可能となるように、必要に応じて決裁権限委譲の手続を行う。
- ③ 重要な事項の決定に際しては、各部門の専門的見地からの意見を反映させるために、各種委員会を組織して、取締役会並びに各決裁権限者の諮問に対する答申を行う。
- ④ 中期経営計画、年度予算等を策定し、その進捗状況を定期的に検証し、対策を講ずることを通じて効率的な業務の執行を図る。
- ⑤ 経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達に資するため、情報セキュリティが確保されたIT環境を常に整備し、業務の効率化を図る。

5. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 行動原則に則り、独占禁止法、内部者取引、保管理、環境規制、公務員贈賄防止その他、主要な規制法令に関する順守規程を定め、その順守に向けた取り組みを徹底する。
- ② 従業員の職務の分担及び業務フローは、効率性に加えて、部門間または部門内における相互牽制作用も配慮の上、決定する。
- ③ HSSE（健康・安全・危機管理・環境）に関する実施状況については内部監査を実施するとともに各種外部監査により実施状況の検証を行う。
- ④ 監査倫理室は社長の直轄とし、各部門の業務執行の統制状況、内部統制システムの有効性に対する監査を定期的に行うとともに、その結果とその後の改善状況を監査委員会に報告する。
- ⑤ 財務報告の適正性及び法令順守状況等について、各部門の責任者から、定期的に確認書の提出を求める。
- ⑥ 従業員が法令順守や社会に対する責任を果たす上で問題とを感じる場合に、これを相談できる制度（倫理ヘルプライン及び社外相談窓口）と行動原則担当取締役への直接相談制度（オープンドアポリシー）を設け、これを周知する。
- ⑦ 社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、これらの団体・個人への対応は人事総務部が所管し、警察などの外部機関と密接に連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

6. 当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制

- ① 当社グループは、当社の行動原則、HSSE基本方針（健康・安全・危機管理・環境についての基本方針）、その他の重要な基本方針等の精神を共有し、当社と共にこれらを実践する。
- ② 当社グループの子会社等の責任者に対し、財務報告の適正性及び法令順守等に係る諸施策の実施状況について定期的に確認書の提出を求め、その実効性を確認するとともに、定期的な見直しを行う。また、当社監査倫理室並びに監査役による業務監査によって、実施状況の検証を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合における当該従業員に関する事項

- ① 必要に応じ、監査役を補助する従業員を配置する。

8. 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 前号の従業員の異動、処遇の変更については監査役会の同意を要するものとする。

9. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 会社経営に影響を与える事態が生じた場合には直ちに監査役及び監査役会に報告する。
- ② 重要な会議には監査役の出席を求めるとともに、議事録を作成する場合は、これを監査役及び監査役会に送付する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は業務執行状況を把握するため、取締役会、経営会議に出席するほか、必要に応じ重要な会議に出席できる。
- ② 監査倫理室または会計監査人の行う監査の結果とその改善状況は、監査役及び監査役会にも報告されるものとし、監査役、監査役会、及び監査倫理室は会計監査人との間で定期的な情報交換を行う。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、エネルギー安定供給の一翼を担う昭和シェル石油グループの東日本への石油製品の供給を担当する基幹石油精製会社であります。これからも昭和シェル石油グループの一員として同グループとの連携を一層強化し、事業の持続的発展を図るものであります。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成25年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	57,434	流 動 負 債	72,191
現金及び預金	5,391	買掛金	1,145
売掛金	2,822	短期借入金	21,737
たな卸資産	2,180	未払揮発油税等	43,389
立替揮発油税等	45,559	賞与引当金	253
繰延税金資産	197	役員賞与引当金	4
その他	1,283	その他	5,662
固 定 資 産	51,784	固 定 負 債	12,498
有形固定資産	47,383	長期借入金	3,229
建物	1,511	長期未払金	640
構築物	6,551	退職給付引当金	1,949
機械及び装置	17,538	特別修繕引当金	2,152
土地	19,845	定期修繕引当金	4,232
その他	1,936	資産除去債務	40
		その他	255
無形固定資産	54	負 債 合 計	84,690
投資その他の資産	4,346	純 資 産 の 部	
投資有価証券	1,367		百万円
長期貸付金	2	株 主 資 本	21,886
繰延税金資産	2,821	資本金	8,415
その他	154	資本剰余金	4,687
		利益剰余金	8,787
		自己株式	△ 3
		その他の包括利益累計額	195
		その他有価証券評価差額金	195
		少 数 株 主 持 分	2,446
		純 資 産 合 計	24,528
資 産 合 計	109,218	負債及び純資産合計	109,218

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成25年1月1日)
(至 平成25年12月31日)

	百万円	百万円
売上高		30,464
売上原価		28,504
売上総利益		1,960
販売費及び一般管理費		1,224
営業利益		735
営業外収益		
受取利息及び配当金	9	
還付加算金	25	
損害賠償受入額	51	
その他	42	128
営業外費用		
支払利息	230	
有形固定資産処分損	11	
基地利用料	34	
その他	29	305
経常利益		558
特別利益		
補助金収入	306	
受取保険金	171	477
特別損失		
関係会社事業整理損失	3	3
税金等調整前当期純利益		1,033
法人税、住民税及び事業税	664	
法人税等還付税額	△ 123	
法人税等調整額	△ 306	234
少数株主損益調整前当期純利益		798
少数株主利益		211
当期純利益		587

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成25年1月1日)
(至 平成25年12月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成25年1月1日残高	百万円 8,415	百万円 4,687	百万円 8,697	百万円 △ 3	百万円 21,796
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△497		△497
当期純利益			587		587
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計			89	△ 0	89
平成25年12月31日残高	8,415	4,687	8,787	△ 3	21,886

	その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
平成25年1月1日残高	百万円 123	百万円 123	百万円 2,234	百万円 24,154
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△497
当期純利益				587
自己株式の取得				△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	72	72	211	284
連結会計年度中の変動額合計	72	72	211	373
平成25年12月31日残高	195	195	2,446	24,528

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社ジェネックス

東亜テックス株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用しない関連会社の名称

扇島石油基地株式会社

② 持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(i) 有価証券

(イ) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(ロ) その他有価証券

時価のあるもの…連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

(ii) たな卸資産

補助材料、貯蔵品は移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(i) 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定額法を採用しております。

(ロ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(ii) 無形固定資産

定額法を採用しております。

また、当社グループ利用のソフトウェアについては、当社グループ内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

(i) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末においては、過去の貸倒実績及び回収不能と見込まれる債権残高がないため、計上しておりません。

(ii) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(iii) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(iv) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異は、15年による均等額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による均等額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務債務の額は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による均等額を費用処理しております。

(v) 役員退職慰労引当金

連結子会社の役員退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。

(vi) 特別修繕引当金

消防法により定期開放点検が義務づけられた油槽に係る点検修繕費用の支出に備えるため、支出実績に基づき開放点検修繕費用を見積り、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(vii) 定期修繕引当金

機械装置に係る定期修繕費用の支出に備えるため、支出実績に基づき定期修繕費用を見積り、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(i) ヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

(ハ)ヘッジ方針

変動金利による借入金に対する金利相場の変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行っておりません。

(ニ)ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理が認められる条件をすべて満たしているため、その判定をもって有効性の評価に代えております。

(ii)消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

種 類	担保に供している資産		担保に係る債務の金額	
	期末帳簿価額 (百万円)	担 保 種 類	内 容	期 末 残 高 (百万円)
預 金	4,988	根質権	長期借入金	3,136
売 掛 金	1,496	債権譲渡担保		
貯 蔵 品	85	動産譲渡担保		
建 物	439	工場財団抵当権 工場財団根抵当権		
構 築 物	435			
機械及び装置	8,263			
土 地	6,660	抵当権	揮発油税延納保証	21,724

(2) 資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 208,092百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	124,435,000	—	—	124,435,000

(2) 剰余金の配当に関する事項

平成25年3月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	497百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4円
基準日	平成24年12月31日
効力発生日	平成25年3月26日

平成26年3月24日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定であります。

配当金の総額	497百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4円
基準日	平成25年12月31日
効力発生日	平成26年3月25日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に石油事業、及び電気事業を行うための設備投資計画に照らして必要な資金を調達しております。一時的な余資は、短期的な預金等で運用し、短期的な運転資金は親会社からのグループファイナンス等により調達しております。

売掛金及び未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、短期的に決済される取引条件となっております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、時価のある上場株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。

買掛金、未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資資金及び運転資金の調達を目的としたものであり、一部の長期借入金の変動金利リスクに対して金利スワップ取引を行い、支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時 価(*)	差 額
① 現金及び預金	5,391	5,391	—
② 立替揮発油税等	45,559	45,559	—
③ 短期借入金	(21,737)	(21,737)	—
④ 未払揮発油税等	(43,389)	(43,389)	—
⑤ 長期借入金	(3,229)	(3,241)	12
⑥ デリバティブ取引	—	—	—

(*) 負債に記載されているものについては、() で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

- ① 現金及び預金、並びに② 立替揮発油税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ③ 短期借入金及び④ 未払揮発油税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ⑤ 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象となっており（下記⑥参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。
- ⑥ デリバティブ取引
金利スワップの特例処理によるものであり、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価を含めて記載しております（上記⑤参照）。

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	177.49円
1株当たり当期純利益	4.72円

貸借対照表

(平成25年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	52,003	流 動 負 債	70,033
現金及び預金	14	買掛金	1,141
売掛金	2,668	短期借入金	20,150
貯蔵品	2,091	未払金	48
前払費用	230	未払費用	2,197
繰延税金資産	143	未払法人税等	265
未収入金	638	未払事業所税等	24
立替揮発油税等	45,559	未払消費税等	2,419
その他	656	未払揮発油税等	43,389
		賞与引当金	242
		役員賞与引当金	4
		その他	149
固 定 資 産	46,213	固 定 負 債	8,450
有形固定資産	38,142	長期未払金	640
建物	1,072	退職給付引当金	1,860
構築物	6,115	特別修繕引当金	2,152
油槽	1,527	定期修繕引当金	3,500
機械及び装置	9,274	資産除去債務	40
車両運搬具	0	その他	255
工具器具備品	191		
土地	19,845	負 債 合 計	78,484
建設仮勘定	115		
無形固定資産	53	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	50		百万円
その他	2	株 主 資 本	19,537
投資その他の資産	8,017	資本金	8,415
投資有価証券	867	資本剰余金	4,687
関係会社株式	2,220	資本準備金	4,687
長期貸付金	2	利 益 剰 余 金	6,438
関係会社長期貸付金	2,520	利益準備金	499
長期前払費用	59	その他利益剰余金	5,939
繰延税金資産	2,262	固定資産圧縮積立金	154
その他	85	繰越利益剰余金	5,785
		自 己 株 式	△ 3
		評価・換算差額等	195
		その他有価証券評価差額金	195
資 産 合 計	98,217	純 資 産 合 計	19,733
		負債及び純資産合計	98,217

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 平成25年1月1日)
(至 平成25年12月31日)

	百万円	百万円
売上高		28,609
売上原価		28,188
売上総利益		420
販売費及び一般管理費		767
営業損失		346
営業外収益		
受取利息及び配当金	140	
損害賠償受入額	51	
その他	59	250
営業外費用		
支払利息	61	
有形固定資産処分損	9	
基地利用料	34	
その他	29	134
経常損失		230
特別利益		
補助金収入	306	
受取保険金	171	477
特別損失		
関係会社事業整理損失	3	3
税引前当期純利益		244
法人税、住民税及び事業税	220	
法人税等還付税額	△ 123	
法人税等調整額	△ 132	△ 35
当期純利益		280

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成25年1月1日)
至 平成25年12月31日)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 金 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	本 金 計	利 益 剰 余 金 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成25年1月1日残高	8,415	4,687	4,687	499	6,156	6,656	
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△497	△497	
固定資産圧縮積立金の積立					160	△160	—
固定資産圧縮積立金の取崩					△6	6	—
当期純利益					280	280	
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計					154	△371	△217
平成25年12月31日残高	8,415	4,687	4,687	499	154	5,785	6,438

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成25年1月1日残高	△3	19,755	123	123	19,878
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△497			△497
固定資産圧縮積立金の積立		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
当期純利益		280			280
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			72	72	72
事業年度中の変動額合計	△0	△217	72	72	△145
平成25年12月31日残高	△3	19,537	195	195	19,733

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(i) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(ii) その他有価証券

時価のあるもの…当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

補助材料・貯蔵品は移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(i) リース資産以外の有形固定資産

定額法を採用しております。

(ii) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、過去の貸倒実績及び回収不能と見込まれる債権残高がないため、計上していません。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異は、15年による均等額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による均等額を、それぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。

過去勤務債務の額は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による均等額を費用処理しております。

⑤ 特別修繕引当金

消防法により定期開放点検が義務づけられた油槽に係る点検修繕費用の支出に備えるため、支出実績に基づき開放点検修繕費用を見積り、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

⑥ 定期修繕引当金

製油所の機械装置に係る定期修繕費用の支出に備えるため、支出実績に基づき定期修繕費用を見積り、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

種 類	担保に供している資産		担保に係る債務の金額	
	期末帳簿価額 (百万円)	担 保 種 類	内 容	期 末 残 高 (百万円)
土 地	6,660	抵当権	揮発油税延納保証	21,724

上記の他、以下の資産は㈱ジェネックスの金融機関からの借入金の担保に供しております。

根質権	㈱ジェネックス株式	1,680百万円
債権譲渡担保	㈱ジェネックスに対する長期貸付金	2,520百万円

(2) 資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	190,869百万円
-------------------------	------------

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	49,351百万円
長期金銭債権	2,520百万円
短期金銭債務	21,869百万円
長期金銭債務	640百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	28,581百万円
営業費用	12,500百万円
営業取引以外の取引高	394百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	22,803	2,117	—	24,920

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
流動資産	
未払事業税	29百万円
未払事業所税	9百万円
賞与引当金	92百万円
その他	12百万円
流動資産 計	143百万円
固定資産	
特別修繕引当金	402百万円
退職給付引当金	675百万円
定期修繕引当金	1,332百万円
その他	405百万円
固定資産 計	2,815百万円
繰延税金資産 小計	2,959百万円
評価性引当額	△288百万円
繰延税金資産 計	2,670百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△107百万円
固定資産圧縮積立金	△85百万円
その他	△71百万円
繰延税金負債 計	△264百万円
繰延税金資産の純額	2,405百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科 目	期末残高(百万円)
親会社	昭和シェル石油㈱	被所有 直接50.15%	石油精製受託 燃料仕入 資金の借入	受託精製料(1)	19,135	売掛金	1,647
				燃料購買(2)	9,700	買掛金	1,137
				賃借料(3)	447	未払費用	38
				揮発油税等(4)	138,086	立替揮発油税等	45,559
				資金の借入(5)	△6,550	短期借入金	20,150
				支払利息(5)	61		

(2) 子会社及び関連会社

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科 目	期末残高(百万円)
子会社	㈱ジェネックス	所有 直接60%	電力等の購入 燃料販売 資金の貸付	電力・蒸気購入(6)	3,234	未払費用	324
				燃料販売(7)	9,446	売掛金	1,018
				受取利息(8)	131	関係会社 長期貸付金	2,520
関連会社	扇島石油基地㈱	所有 直接50%	原油の 受入業務委託 資金の貸付	基地利用料(9)	34	未払費用	1
				資金の貸付(10)	—	短期貸付金	180
				受取利息(10)	2	未取利息	1
				施設撤去費用(11)	3	長期未払金	640

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 当社と昭和シェル石油㈱とは石油精製の受委託契約を締結しており、受託料は協議により決定しております。
- 当社は、昭和シェル石油㈱より㈱ジェネックス向けの燃料を仕入れ、取引価格は市況を勘案し決定しております。
- 当社と昭和シェル石油㈱とは設備・土地を賃借する賃貸借契約を締結しており、賃借料は年度協議により決定しております。
- 立替揮発油税等については、当社より出荷し、昭和シェル石油㈱が販売している石油製品に係る税金の立替であり、揮発油税法に定める支払条件と同様であります。
なお、川崎南税務署への揮発油税及び地方揮発油税の納期限延長のために担保（15,297百万円）の提供を受けております。
- 昭和シェル石油㈱の運営するCMS（キャッシュ・マネージメント・サービス）に参加して、資金の貸借取引を行っております。取引金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- 電力等の購入における価格については、市況等を勘案の上、契約に基づいて決定しております。
- 燃料の販売における価格については、市況等を勘案の上、契約に基づいて決定しております。
- 資金の貸付における取引金利については、市場金利を勘案して決定しております。
- 当社は、出資比率に応じた設備の利用権を保有しており、利用料は年度協議により決定しております。

(10)貸付金に対する受取利息については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。

(11)施設撤去費用の積算額に基づき、出資比率に応じて決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	158.61円
1株当たり当期純利益	2.25円

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年 2月12日

東亜石油株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 山本 昌弘 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 田邊 晴康 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東亜石油株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東亜石油株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年 2月12日

東亜石油株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員
公認会計士 山本 昌弘 ㊞
指定社員
業務執行社員
公認会計士 田邊 晴康 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東亜石油株式会社平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第141期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第141期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覽し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あられた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あられた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年2月14日

東亜石油株式会社 監査役会

常勤監査役	山崎	恒	㊞	
	監査役	中村	新	㊞
	監査役	牧田	千明	㊞

(注) 監査役 中村 新及び牧田千明は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当社を取り巻く環境は依然として厳しいものがありますが、当事業年度の業績と今後の事業展開等を勘案し下記のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金4円 総額497,640,320円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成26年3月25日

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 中村新氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
なかむら あらた 中村 新 (昭和43年5月19日生)	平成15年10月 弁護士登録 平成19年4月 東京弁護士会労働法制特別委員会委員 (現職) 平成19年7月 中村新法律事務所設立 平成22年3月 当社監査役 (現職)	0株

- (注) 1. 監査役候補者 中村 新氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者 中村 新氏は会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。同氏は当社の現任の社外監査役であり、社外監査役としての在任年数は本総会終結の時をもって4年となります。
3. 監査役候補者 中村 新氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として法令についての高度な能力・見識を有していることに加え、当社の社外監査役としてこれまで貢献していただいた実績などから、当社の社外監査役としての職務を今後も引き続き適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 監査役候補者 中村 新氏と当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。
5. 当社は、監査役候補者 中村 新氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

第3号議案 役員賞与の支給の件

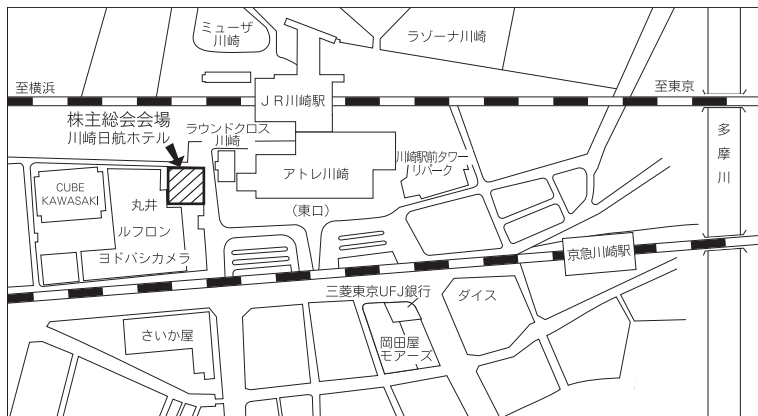
当期末時点の取締役3名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額4,000千円を支給することといたしたいと存じます。

以 上

〈メモ欄〉

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

株主総会会場案内図



1. 所在地 神奈川県川崎市川崎区日進町1番地
川崎日航ホテル 11階「橘」
電話 044(244)5941
2. 交通 JR川崎駅東口下車徒歩1分
京急川崎駅下車徒歩5分